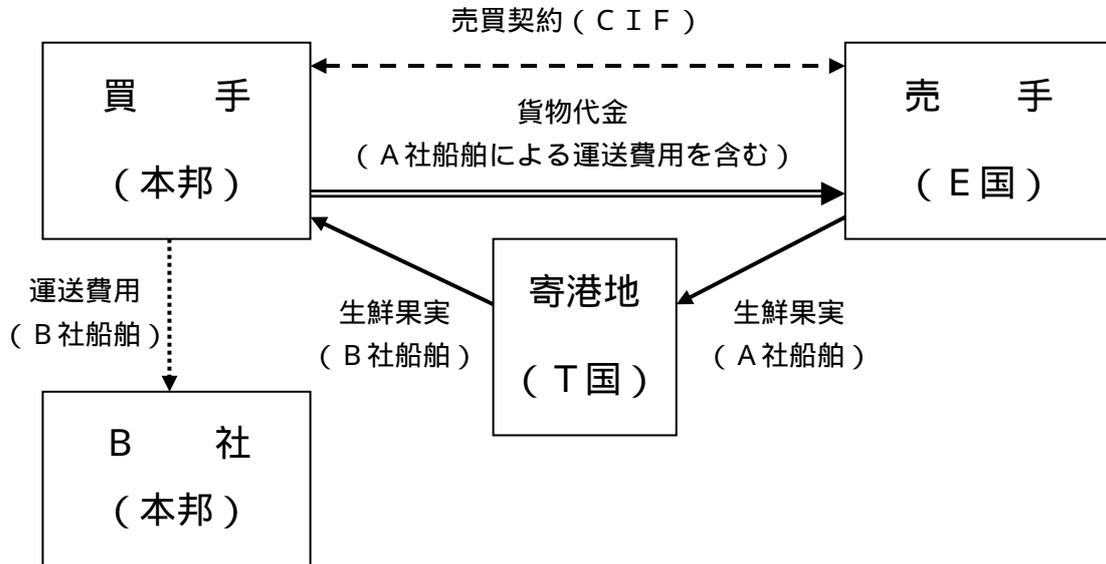


3. 船会社に支払う輸入貨物の積替えに伴う追加運送費用等



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からCIF条件で生鮮果実を購入（輸入）します。

輸入貨物は、当初、契約どおり船会社A社の船舶により輸入港に向けて運送されていきましたが、運送途中で当社の納期の都合により、貨物を早く本邦に引き取る必要が生じたため、運送途中の寄港地において、A社の船舶より早く本邦に到着する船会社B社の船舶にその輸入貨物を積み替えて本邦まで運送しました。

当社は、売手への運送費用（A社の船舶による運送費用）の支払に加えて、B社から積替え費用を含めた寄港地から本邦までの運送費用を請求され、これを支払いました。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社がB社に支払った積替え費用を含めた寄港地から本邦までの運送費用を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において貴社が船会社B社に支払った積替え費用を含めた運送費用は、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」等に該当し、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、輸入貨物が運送契約に基づき運送された場合は、その運送契約に基づきその運送の対価として運送人又は運送取扱人等に最終的に支払われる費用をいいます。

また、運賃及び保険料以外の「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に関連する費用」とは、輸入貨物の輸入港までの運送に付随して発生する積卸しその他の役務の対価

として支払われる費用をいいます。

なお、輸入貨物の運送が特殊な事情の下において行われたことにより、輸入貨物の実際に要した輸入港までの運賃等の額がその輸入貨物の通常必要とされる輸入港までの運賃等の額を著しく超えるものである場合には、通常必要とされる輸入港までの運賃等とすることとされています。

上記の取引において貴社（買手）が船会社 B 社に支払った積替え費用を含めた運送費用は、売手と船会社 A 社が締結した運送契約に基づく運送費用に加え、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用等に該当します。

また、本件の輸入貨物の運送は、「特殊な事情の下において行われた」ものとも認められません。

【関係法令通達】

関税定率法第 4 条第 1 項第 1 号

関税定率法施行令第 1 条の 5 第 1 項

関税定率法基本通達 4 - 8(3)イ、(5)、(8)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）